

## 東京都周産期医療協議会設置要綱

(制 定)	平成 9 年	6 月 23 日付	9 衛 健 母第 4 2 0 号
(一部改正)	平成 10 年	6 月 5 日付	10 衛 健 母第 2 5 6 号
(一部改正)	平成 14 年	3 月 26 日付	13 衛 健 母第 6 1 7 号
(一部改正)	平成 16 年	7 月 15 日付	16 健 サ 子第 5 6 2 号
(一部改正)	平成 19 年	4 月 20 日付	19 福保子医第 3 1 号
(一部改正)	平成 20 年	3 月 13 日付	19 福保子医第 8 6 4 号
(一部改正)	平成 20 年	10 月 7 日付	20 福保医救第 5 2 5 号
(一部改正)	平成 20 年	11 月 21 日付	20 福保医救第 7 1 0 号
(一部改正)	平成 21 年	4 月 23 日付	21 福保医救第 5 7 号
(一部改正)	平成 23 年	1 月 27 日付	22 福保医救第 8 7 9 号
(一部改正)	平成 26 年	3 月 31 日付	25 福保医救第 1365 号

## (設置)

第 1 出産前の母体・胎児から新生児まで、東京都における周産期医療体制の整備、充実を図ることを目的に、東京都周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所管事項)

第 2 協議会は、次の事項について検討及び協議を行う。

- (1) 周産期医療体制整備計画に関すること。
- (2) 周産期医療体制（総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び周産期連携病院等）の整備に関すること。
- (3) 周産期搬送体制（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）に関すること。
- (4) 周産期医療情報システムに関すること。
- (5) 周産期医療関係者に対する研修に関すること。
- (6) 周産期医療体制に係る調査分析に関すること。
- (7) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項

## (構成)

第 3 協議会は、次に掲げる者のうちから、福祉保健局長（以下「局長」という。）が委嘱し又は任命する委員をもって構成する。

- |                  |       |
|------------------|-------|
| (1) 学識経験を有する者    | 2 名以内 |
| (2) 保健医療機関・団体の代表 | 4 名以内 |
| (3) 周産期医療施設の代表   | 5 名以内 |
| (4) 行政機関の代表      | 6 名以内 |
| (5) 医療を受ける側の代表   | 2 名以内 |

## (委員の任期)

第 4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第 5 協議会に会長を置く。会長は、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6 協議会は、局長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会)

第7 協議会には、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、会長が委員の中から指名する者及び局長が委嘱又は任命する者をもって構成する。

3 部会に部会長を置く。部会長は、部会委員の互選により選出する。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、部会を代表し会務を総理する。

6 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議の公開等)

第8 会議及び会議に関する資料、会議録等（以下「会議録等」という。）は、原則として公開する。ただし、会長又は委員の発議により出席委員の過半数で決議したときは、会議又は会議録等の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第9 協議会の庶務は、福祉保健局医療政策部救急災害医療課において処理する。

(委員への謝礼の支払い)

第10 第6による協議会への委員の出席及び会長に求められて会議に出席した委員以外の者に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した委員会への出席に対する謝礼の総額を翌月の末日までに支払うものとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

この要綱は、平成10年6月5日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。